

財団法人埼玉伝統工芸協会理事長報酬の額の特例に関する規程

（平成12年12月5日）  
規程第 1号

（理事長報酬の額の特例）

第1条 理事長報酬の額は、財団法人埼玉伝統工芸協会役員等報酬規程（平成元年規程第4号）第2条の規定にかかわらず年額50,000円とする。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日に遡及する。
- 2 この規程は、平成13年3月31日限りその効力を失う。